

明石市ひきこもり居場所支援事業 審査基準表

審査項目	審査基準
(1) 事業目的及び事業内容の理解度	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。また、事業内容の課題に適切な対応が見込めるか。
①事業目的達成のための基本的な考え方	本事業の趣旨やその背景、課題（ひきこもりの現状、ひきこもり当事者に特化した居場所づくりの必要性、居場所における支援の方法等）及びその対応などの基本的な考え方が明確かつ具体的で、熱意が表れている。
②事業目的達成のための企画提案の特徴	企画提案のコンセプトが明確かつ具体的に記載されており、継続性のある活動となる見通しが立っている。
③ひきこもり支援の実績	相談支援の実績及び実績に対する自己評価。
④ひきこもり支援に関する専門的知識・ノウハウ	組織又は本業務従事予定者に、ひきこもり支援に関する専門的知識・経験・適性がある。（※ 指定の研修を含む研修機会への参加(予定)状況確認）
(2) 事業実施にあたっての計画性・実現性	事業計画が計画的に構築されているかどうか。また、具体的な目標設定と、その実現に向けての取り組みについて実施が見込めるかどうか。
①実施スケジュール	本事業の準備行為、事業の実施、事業報告等事業完了までの業務全体のスケジュールが明確かつ具体的に記載されている。
②居場所運営における支援内容・実施方法	ア ひきこもり当事者が安心して過ごせるような、適正な立地条件の居場所環境（設備）が安定的に確保されている。
	イ ひきこもり当事者への支援メニューの内容が記載されている。（支援メニューがどのような時に活用されるのか等具体的に記載されている。また、支援メニューの効果が得られるよう工夫、提案されている）
	ウ 全体的な居場所運営の流れ（Ⅰ 場所の準備⇒Ⅱ 実施の広報⇒Ⅲ 当日）が具体的に記載されている。
③個人情報の保護対策	個人情報保護について、業務従事者への教育・指導體制・資料の適正な管理方法等が明確かつ具体的に記載されている。また、万一、個人情報の漏洩などの事故が発生した場合に備えて、適切な対策が確保されている。
④緊急時の対策	支援における事故防止に向けた十分な安全対策を立て、事故防止を図っている。また、災害、事故等、緊急時の具体的な対応について考慮されている。
(3) 事業実施体制	事業実施が可能な体制を備えているかどうか。また、運営スタッフの確保・研修・指導を行うための取り組みが具体的に示されているか。
①事業実施体制	ア 実施団体の経営状況が健全であり、かつ、事業を実施するだけの事務処理能力がある。
	イ 全体の支援体制（指揮命令系統、配置運営スタッフ(専門・一般等)の人数や役割、役割分担等）について、具体的かつ明確に記載されている。また、業務量に合わせた運営スタッフの配置の考え方等が記載されている。
②質の高い運営スタッフ等の確保	運営スタッフの人数、配置について、本事業を遂行可能な人数の確保、その専門性や資格、経験等に配慮した配置、質の高い人材が確保されている。
③運営スタッフの研修・指導	運営スタッフの支援の質の向上につながる研修メニュー・指導方法について、外部研修の活用や、内部で創意工夫を凝らした研修等に取り組んでいる。
(4) 費用額及び積算根拠の妥当性	業務内容と積算内容の妥当性を審査する。
①費用額及び積算根拠の妥当性	積算内容に根拠があり、業務内容に見合った額である。